

一般財団法人

日本バウンドテニス協会

公認コーチ細則

一般財団法人 日本バウンドテニス協会 公認コーチ細則

(目 的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本バウンドテニス協会（以下本会という）公認指導員・公認審判員資格の最上級に位置する公認コーチ（以下コーチという）に関し、必要な事項を定める。

(コーチ部会)

第2条 コーチ登録者は、登録と同時に、指導委員会の分科部会であるコーチ部会に所属する。

2. コーチは、年1回以上、指導委員長の招集によって開催されるコーチ部会に出席しなければならない。

(任 務)

第3条 コーチは、次に掲げる任務を遂行する。

- (1) 本会が開催するコーチ研修会において、指導委員会が定めるバウンドテニスの指導方法・審判法の全国基準の指導を受け、その普及促進を図ること。
- (2) バウンドテニス大会の運営方法、競技法、審判法その他の事項に関し、コーチ部会を通じて理事会および指導委員会の諮問に応じること。
- (3) 本会、都道府県バウンドテニス協会（以下都道府県協会という）および市区町村バウンドテニス協会が主催するバウンドテニス大会ならびに行政その他スポーツ団体が主催する大会等において、主催者の要請に応じ、大会等における役員、委員その他の運営員として大会運営に協力し、大会の円滑な運営を図ること。
- (4) 前各号のほか、本会の事業目的を達成するために生ずる諮問・各種依頼・要請事項等に応じること。

(役員等の兼任)

第4条 コーチは、本会の役員もしくは指導委員会の委員への就任または都道府県協会の役員もしくは各種委員会の委員への就任を妨げない。

(資格の更新)

第5条 コーチ資格の登録更新の申請に際しては、過去3年間の活動実績報告書を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第6条 コーチは、次の各号に定める事由により、その資格を喪失する。

- (1) 公認指導員資格認定審査規程第16条各号に掲げる事由に該当したとき。
- (2) コーチ研修会に3回連続して欠席したとき。
2. 前項第2号の事由によりコーチ資格を喪失したとしても、上級指導員または上級審判員の資格は喪失しない。
3. 第1項第2号の事由によりコーチ資格を喪失した者は、喪失したコーチ資格の登録有効期間中、コーチ資格認定試験を再受験できない。

(名誉コーチ)

第7条 本会におけるバウンドテニスの普及活動に多大な貢献が認められる満70歳以上のコーチは、指導委員会の推薦を受け、理事会が認めたときは、会長が名誉コーチに認定し、登録する。

2. 名誉コーチに対しては、コーチ資格登録証に替えて、名誉コーチ登録証を発行する。
3. 名誉コーチの登録および更新に関する事項は、公認指導員に関する規定を準用する。ただし、更新年次登録料は免除する。
4. 名誉コーチは、コーチ部会を退会する。

(その他)

第8条 この細則に定めのない事項は、理事会で定める。

付 則

この細則は、平成23年3月12日から施行する。

沿 革

平成20年 4月 1日 制定

平成22年 6月19日 改定